**第４次大阪府障がい者計画(案)**

～人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり～

**【概要版】**

**第１章　計画策定にあたって**

**１．なぜ計画の策定が必要か**

○　第２期大阪府障がい福祉計画を含む「第３次大阪府障がい者計画（後期計画）」が今年度末で終期。

○　このため、障害者基本法の改正など国における制度全般にわたる改革の動き、これまでの大阪府における施策の進捗状況等を踏まえ、新たな計画を策定し、施策全般についてさらなる充実を図っていく。

　○　策定にあたっては、第４次大阪府障がい者計画（仮称）検討委員会での議論を経て大阪府障がい者施策推進協議会で取りまとめられた意見具申を最大限に尊重。

**２．この計画はどのような性格をもっているのか**

○　障がい者計画は、障害者基本法に基づき、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向等を示す総合的な計画（障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、３年間の障がい福祉サービスの見込量等を示すもの）。

⇒第４次大阪府障がい者計画は、第３期大阪府障がい福祉計画を含み一体的に記述。

**３．計画の目標時期はいつか**

○　第４次大阪府障がい者計画の計画期間は、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間（障がい福祉計画に関する部分は、国の基本指針に即し、平成26（2014）年度までの3年間）。

**４．計画が実効性を持つために**

○　大阪府としては、予算事業及び予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせていく。

○　また、国に対して具体的な提言をしていくとともに、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していく。

（参考）平成２４年度から始まる知事重点事業（案）

・障がい者地域生活支援体制整備事業　　・障がい者就労支援強化事業

・アートを活用した就労支援事業　　　　・高次脳機能障がい者社会復帰支援事業

・重症心身障がい児（者）の地域ケアシステム整備事業

**５．計画を推進する体制や進行管理をどうするか**

○　計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村や関係者に周知。

○　毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会及び大阪府障がい者自立支援協議会に計画の進捗状況を報告し、評価等を受け、それに基づき計画を推進。

**第２章　基本的な視点**

**１．基本理念**

**人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり**

※　現行計画の基本理念（「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」）は引き続き重要としつつ、新たに、「合理的配慮の実践」「ともに生きる社会の実現」及び「支援の拡充」の点を盛り込む。

**２．基本法改正等を踏まえた５つの基本原則**

（１）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

（２）社会的障壁の除去・改善

（３）障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

（４）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

　障がいの有無に関わらず、相互に差異と多様性等が尊重される「共生社会」、障がい者が分け隔てられることなく地域社会でともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求。

（５）多様な主体による協働

　行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、ＮＰＯ、地域団体など多様な主体の参画と協働。

**３．障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか**

（１）府民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

　　⇒　まず何よりも、府民の障がい・障がい者に対する理解が不可欠。

（２）障がい者自身が取り組むこと

　　⇒　権利の主体としてサービスを利用し自立と社会参加に努める。

（３）専門性が期待される事業者

　　⇒　質の高い支援を安定的に提供し、社会的評価を高めていく。

（４）広がる市町村の役割

　　⇒　援護の実施者としてのきめ細かい対応と、まちづくりの観点からの施策立案。

（５）大阪府の責務

　⇒　広域的･専門的な観点から、人材養成やノウハウの提供等の責務を果たす。

**第３章　施策の推進方向**

第１節　現状を踏まえた３つの最重点施策

**１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進**

　○　希望に応じて地域生活を送れるようにするため、引き続き地域移行を推進。

　○　「施設から生活の場を移すための支援」だけではなく、地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」や、地域で暮らし続けるための支援も展開。

【数値目標】（平成26年度）

○地域移行：平成17年10月現在の入所施設利用者の40％以上[国基準30％]

○入所者数の減少：平成17年10月現在の入所施設利用者の20％以上[国基準10％]

　《参考》現行計画の数値目標は地域移行25％、入所者数の減少12％

○精神科病院からの退院促進：

・１年未満入院者の平均退院率77.8％（平成２０年６月調査比で７％分増加）

・入院期間５年以上かつ６５歳以上の退院者数490人（直近より20％増加）

○18歳以上の障がい児施設入所者ゼロをめざします。（平成28年度末）

《参考》18歳以上の障がい児施設入所者数(H23)110人

**２．障がい者の就労支援の強化**

○　障がい種別や障がい特性、適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化。

○　働き始める支援にとどまらず、離職したとしても再就職をめざすなど、働き続けることができるよう、きめ細かく支援。

【数値目標】

○法定雇用率達成企業の割合：５０％以上（平成25年６月）

○福祉施設からの一般就労者数：1,100人（平成26年度）

　《参考》現行計画の数値目標は800人[今回の国基準も同じ]

○障害者就業･生活支援センターの1年後職場定着率90%（平成26年度）

《参考》平成21年度の1年後職場定着率77.8％

**３．施策の谷間にあった分野への支援の充実**

○　いわゆる施策の谷間に置かれていた障がい者にも、新たな焦点を当てて施策を充実。

・発達障がい者　　　・高次脳機能障がい者

・障がい児　　　　　・医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)

・盲ろう者　　　　　・難病･慢性特定疾患患者　等

【数値目標】（平成２６年度）

○医療的ケア対応障がい福祉サービス事業所数：300事業所

○大阪府登録盲ろう者通訳・介助者：420人

《参考》平成22年度登録者数250人

第２節　生活場面に応じた施策の推進方向

**Ⅰ　生活場面「地域やまちで過ごす」**

１．10年後のめざすべき姿

　　**障がい者が住み慣れた地域で快適に暮らし活動している**

　⇒　大阪府の地域移行は進んできているが、「親なき後」も想定し、在宅の障がい者とその家族の支援にもつながるサービスの充実や「福祉のまちづくり」をさらに推進。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

①　入所施設からの地域生活への移行

○　障がい児施設からの地域移行も含め、市町村も関与する「広がりと展開力のある地域移行」を推進。

②　精神科病院からの地域生活への移行

○　相談支援事業者等の支援により退院意欲を醸成するとともに退院後の生活も支援。アウトリーチ支援にも取り組む。

（２）入所施設の今後の機能のあり方

○　入所施設が一層の環境改善を図るとともに、地域に開かれた運営により、障がい者の地域生活を支える機能を強化できるよう支援。

（３）地域で暮らし続ける

①　グループホームなど住まいの確保

○　公営住宅、ＵＲ（都市再生機構）賃貸住宅、公社住宅のグループホーム等としての活用の推進。

○　民間賃貸住宅への入居促進に努めるとともに、居住支援協議会などの仕組みづくりを検討。

【数値目標】

○公営住宅におけるグループホーム等：５３６人分（平成２４年度～２６年度）

《参考》平成20年度～22年度実績:382人

②　必要なサービスの確保

○　多様な日中活動の場や重度障がい者のための訪問系サービスなど、福祉サービスの基盤整備を推進。

③　相談支援体制の強化

○　基幹相談支援センターや障がい児関係機関ネットワークが市町村で設置・構築されるよう、働きかけや支援を実施。

○　発達障がいについて、大阪府発達障がい者支援センターのノウハウを活かして市町村を支援するとともに、成人期の発達障がい者への相談支援を展開。

○　難病相談支援センター、高次脳機能障がい相談支援センターの充実。

【数値目標】（平成２６年度）

○基幹相談支援センター設置市町村数：４３（全市町村）

○障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数：４１（指定都市を除く全市町村）

④　自立支援協議会の機能強化

○　市町村の自立支援協議会の活動が活性化するよう、地域移行や就労支援などに関する専門部会の設置等を支援。

【数値目標】（平成２６年度）

○自立支援協議会に地域移行及び就労支援に関する専門部会等を

設置する市町村数：４３（全市町村）

⑤　地域福祉の視点

○　小地域ネットワークやコミュニティソーシャルワーカー、社会福祉協議会と障がい者福祉施策との連携強化。

⑥　障がい者に対する住民の理解

○　グループホーム等の設置が地域住民から円滑に理解を得られるよう、広報・啓発。

⑦　福祉サービスを担う人材の確保

○　研修の実施などによる人材確保と資質の向上。

（４）まちで快適に生活できる

○　福祉のまちづくりの推進、総合的なバリアフリーの推進。

　　　○　鉄道駅舎の安全確保、車いす用駐車場の適正利用の促進。

**Ⅱ　生活場面「学ぶ」**

１．10年後のめざすべき姿

**障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる**

　　⇒　「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、多様化した児童生徒・保護者のニーズに対応していく。

　２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）早期療育を受ける

①　健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実

○　乳幼児健診の受診率の向上と、要支援と判定された乳幼児への支援。

②　療育支援の充実

　　　○　障がい児相談支援、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の早期整備に向けた支援、保育所等訪問支援の活用。

【数値目標】（平成２６年度）

○児童発達支援センター設置市町村数：３３（すべての市）

○児童発達支援事業所数及び放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業所：200（指定都市を除く）

○保育所等訪問支援実施市町村数：３３（すべての市）

③　発達障がいのある幼児児童に対する支援

　　　○　保健師や保育士などの技能向上のための研修の実施。

○　療育拠点における人材育成機能の強化など、市町村の対応力を高めるための支援。

（２）教育を受ける

　　①　幼児教育の充実

○　障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会の拡充。

　②　小・中学校教育の充実

○　通常の学級や支援学級において適切な教育が受けられるよう教育内容を充実。看護師等の配置を促進し、医療的ケアを必要とする児童生徒が通常の学級や支援学級で学ぶ環境づくりを支援。

○　通常の学級に在籍しながら支援が受けられる通級指導教室の拡充。

③　後期中等教育の充実

○　教育課程の編成の工夫や学習支援員等の配置など障がいのある生徒の教育を充実。

○　自立支援推進校、共生推進校の計画的な整備を検討するなど、取組みをさらに充実。

　　④　大阪府立支援学校の充実

○　大規模・狭隘化の解消など教育環境の改善に向け、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき府立知的障がい支援学校の整備を推進。

○　支援学校と小学校、中学校、高等学校等の間の交流、共同学習教育を推進。

　　⑤　就労・自立に向けた教育の充実

○　府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率の向上に向けた取組みを強化するとともに、教育･就労･福祉などの関係機関の連携により卒業生の職場定着を支援。

【数値目標】

○府立支援学校高等部における知的障がいのある生徒の就職率

：３５％（平成２５年度）

○たまがわタイプ高等支援学校の整備：３校（平成２７年度）

　　⑥　個別の教育支援計画等の充実

○　小・中・高すべての学校で「個別の教育支援計画」を作成。

　　⑦　大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮

○　府立支援学校の指導的教員が市町村と連携するなど支援ネットワークの構築などに取り組むとともに、支援学校教諭免許の取得を促進。

【数値目標】（平成２５年度）

○特別支援学校教諭等免許保有者の割合：１００％

○府立支援学校における地域支援室の設置：２８校（全府立支援学校）

　（３）地域で学ぶ

○　図書館や公民館などの社会教育施設等において学習できる機会を充実。

**Ⅲ　生活場面「働く」**

１．10年後のめざすべき姿

**障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている**

　　⇒　大阪では全国的にも特筆すべき取組みを実施しているが、十分に効果が表れているとはいえない面も多い。すべての関係者が協力し、就労から定着、離職後の再就職まで継ぎ目なく支援していく。

２．個別分野ごとの施策の方向性

　（１）実際に多くの障がい者が働いている

　　①　障がい者雇用の拡大

　　　○　ハートフル条例により「障がい者雇用ナンバー１・大阪」の達成に向け、障がい者雇用を促進。

○　ハートフル税制や大阪府障がい者雇用促進センターを活用し、特例子会社の設立を促進。

○　企業ニーズと障がい者の特性を考慮しつつ、就職に必要な技能取得のための職業訓練を実施。

○　チャレンジ雇用なども含め、「行政の福祉化」の推進。

　　②　企業等の障がい者雇用の不安の除去

○　公共職業安定所との連携を強化し、企業等に障がい者雇用への理解を高める取組みを進めるとともに、障がい者雇用の功績が顕著な企業を評価・顕彰。

○　職場体験・職場実習の機会の拡大、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などの活用。

③　就労に向けた関係機関の連携

○　障害者就業・生活支援センターを核とした地域のネットワークを強化し、雇用受入企業の開拓や定着支援等を充実。

　（２）いろいろな場で障がい者が仕事をできる

　　①　就労移行支援事業の機能強化

○　他の関係機関との連携を図りつつ、就労移行支援事業所を支援。

○　精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者に対する就労支援の知識や技術を持つ事業所を育成し、ノウハウを普及。

【数値目標】（平成２６年度）

○就労実績のない就労移行支援事業所数ゼロ

②　就労継続支援事業の充実

○　就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）の機能や役割分担を踏まえ、地域で不足するサービス基盤を整備

○　社会的雇用やヨーロッパ等で展開されている「ソーシャル・ファーム」について、その動向を注視し、情報収集等に努める。

【数値目標】（平成２６年度末）

○就労継続支援（Ａ型）事業の利用者：就労継続支援事業利用者の１０％

　　③　工賃水準の向上

○　経営改善や共同受注の仕組みの強化などにより、市町村とともに、工賃水準の向上を図る。

【数値目標】（平成２６年度）

○大阪府内の平均工賃水準：１２，３００円（現行より約３０％引上げ）

　　④　企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大

○　自営や起業、福祉職場や「現代アート」、新規参入の可能性がある分野の開拓。三療業に関する違法営業への対応。

○　テレワーカーの養成など視覚障がい者の新たな職域開拓や、ＩＣＴ等を活用した移動が困難な重度障がい者の在宅等での就労機会の確保。

　（３）障がい者が長く働き続けることができる

○　ハートフル基金の活用による事業主の支援や、地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化。

○　雇用と福祉の連携を図りながら、再就職までを支援する仕組みづくり。

**Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」**

１．10年後のめざすべき姿

**障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる**

　⇒　障がい者の高齢化により医療との関わりが深化。重症心身障がい児（者）や高次脳機能障がい者への医療を確保するとともに、リハビリや心の悩み相談を実施。

　２．個別分野ごとの施策の方向性

　（１）必要な健康･医療サービスを受ける

　　①　医療サービスの充実

○　さまざまな障がい種別に対する医療機関や医療スタッフの理解を深めるための研修を強化。

○　発達障がいを診断できる医療機関の確保、精神疾患に関する早期医療の推進、難病患者に対する援助の充実。

②　医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)への支援の強化

○　重症心身障がい児(者)が、在宅で保健・医療等のサービスを受けられるよう、二次医療圏域ごとにサービス提供体制を整備。

○　重症心身障がい児施設がない地域において、地域生活支援の拠点ともなる施設の整備について検討。

③　二次障がいの予防

○　脳性まひの二次障がいや脊髄損傷の合併症等に対応できる医療機関の充実。

（２）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける

○　大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターの医療部門と福祉部門の連携強化や市町村との連携による地域ネットワークづくりの推進。

○　高次脳機能障がいの地域支援ネットワークを充実。

（３）悩みについて相談する

　　○　家族に対する相談やこころの健康に関する相談の充実。

○　ピアカウンセリングやピアサポートの普及。

【数値目標】（平成２６年度）

○ピアカウンセリング実施市町村数：４３（全市町村）

《参考》H23実施市町村数28

**Ⅴ　生活場面「楽しむ」**

１．10年後のめざすべき姿

**障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している**

　　⇒　生活上不可欠なサービスのみならず、ボランティアなども参画しつつ、スポーツや芸術・文化活動など生活の質を高めるための環境の整備を図っていく。

　２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がい者スポーツの振興

○　大阪府は広域的・専門的な立場から、競技力の向上に向けた事業を展開するとともに、指導員等の養成・派遣など身近な地域における取組みを支援。

○　支援学校や市町村と連携し、講習会の開催を支援。

【数値目標】（平成２６年度）

○中級障がい者スポーツ指導員登録者数：２６０人（指定都市を除く）

（２）芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供

○　芸術・文化カレッジや芸術・文化フェスタなどの受講生の拡大に取り組むとともに、地域活動と大阪府の芸術・文化事業が一体となった取組みを推進。

（３）余暇活動の充実、交流や社会参加

①　余暇活動の充実と活動内容の拡大

○　障がいのある児童生徒が、休日や放課後、長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所を確保。

②　障がいのある人とない人の交流、主体的な社会参加

○　障がいのある当事者同士の交流、仲間づくりを通じた活動の機会の拡大。

（４）ボランティア等の支援者の養成及び支援活動の定着

○　ボランティア等の養成や活動場所の確保などを実施。

**Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」**

１．１0年後のめざすべき姿

**社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員であることを実感している**

　　⇒　障害者基本法の改正を踏まえ、合理的配慮に関する議論を深めつつ、障がい者の尊厳が損なわれることがない社会や障がい者のコミュニケーション手段が確保される社会をめざす。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がい者や障がいへの正しい理解を深める

①　障がい者や障がいについての広報・啓発

○　障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深める。

②　障がい者理解を深める教育の推進

○　子どもの発達段階に応じて、障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進。

（２）障がい者が尊厳を保持する

　　①　障がい者差別の禁止

○　障害者基本法に定める「必要かつ合理的な配慮」の考え方を普及。

②　障がい者虐待等の防止

　○　「障害者虐待防止法」の施行に向けた大阪府の体制等の整備と市町村への支援。

○　「施設内虐待ゼロ」をめざし大阪府が所管する全入所施設にサービス改善支援員を派遣。

③　権利擁護の充実

○　成年後見制度の普及を図るとともに、日常生活自立支援事業を充実。

○　刑務所などを退所した障がい者に対する地域移行支援や、消費者である障がい者の利益を擁護・増進するための適切な情報提供。

（３）安全・安心を確保する

　　①　防災の推進

○　障がい者が円滑に避難でき、安心して避難生活が送れるよう取り組むとともに、災害時要援護者支援計画の策定や指定避難所等のバリアフリー化、福祉避難所の指定などを支援。

【数値目標】（平成２６年度）

○福祉避難所設置市町村数：４３（全市町村）

②　防犯の推進

　　　○　障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、犯罪発生情報をわかりやすく提供するなど、障がい者の犯罪被害を防止する取組みを実施。

（４）十分な情報・コミュニケーションを確保する

○　情報通信機器の整備、点訳者や音訳者、手話通訳者や要約筆記者等の養成。

　　○　盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者通訳・介助者の養成・派遣の充実。

【数値目標】（平成２４年度～２６年度）

○点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成者数：それぞれ７５人

○手話通訳者の養成（大阪府登録者数）：４７０人

○要約筆記者の養成（大阪府登録者数）：１８０人

**第４章　第３期大阪府障がい福祉計画の数値目標及び見込量について**

１．数値目標等

　（１）入所施設利用者の地域移行

　（２）入院中の精神障がい者の地域生活への移行

　（３）福祉施設から一般就労への移行等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（平成２６年度） |
| 福祉施設からの一般就労移行者数 | 1,100人 |
| 就労移行支援事業の利用者の割合 | １割 |
| 就労継続支援（Ａ型)事業の利用者の割合 | １割 |
| 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数 | 一般就労を希望するすべての者 |
| 障がい者試行雇用事業の開始者 | 550人 |
| 職場適応援助者による支援の対象者 | 550人 |
| 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者 | 1,100人 |
| 障害者就業・生活支援センターの設置 | 18か所 |

（４）各年度の指定障がい者支援施設の入所定員総数

|  |  |
| --- | --- |
| 平成24年度 | ５，２５０　人 |
| 平成25年度 | ５，１２５　人 |
| 平成26年度 | ５，０００　人 |

２．障がい福祉サービス等の見込量（大阪府全体）

＊月当たりの見込量を示しています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 385,009時間18,228人 | 418,787時間19,844人 | 455,022時間21,580人 |
| 重度訪問介護 | 350,348時間2,229人 | 383,575時間2,466人 | 418,851時間2,725人 |
| 同行援護 | 115,458時間2,587人 | 127,272時間2,974人 | 133,347時間3,159人 |
| 行動援護 | 11,697時間461人 | 12,958時間513人 | 14,317時間569人 |
| 重度障がい者等包括支援 | 1,491時間15人 | 1,533時間17人 | 1,555時間18人 |
| 合計 | 864,003時間23,520人 | 944,125時間25,815人 | 1,023,092時間28,051人 |
| 日中活動系サービス | 短期入所 | 22,578人日分3,840人 | 24,669人日分4,207人 | 26,812人日分4,577人 |
| 生活介護 | 300,459人日分16,501人 | 315,162人日分17,317人 | 330,163人日分18,115人 |
| 自立訓練（機能訓練･生活訓練） | 16,473人日分1,045人 | 17,946人日分1,129人 | 19,102人日分1,199人 |
| 就労移行支援 | 40,351人日分2,371人 | 45,923人日分2,698人 | 50,993人日分3,001人 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 7,914人日分438人 | 9,923人日分545人 | 12,623人日分688人 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 156,607人日分9,249人 | 168,710人日分9,950人 | 183,037人日分10,792人 |
| 合計 | 521,804人日分29,604人 | 557,664人日分31,639人 | 595,918人日分33,795人 |
| 療養介護 | 645人 | 659人 | 674人 |
| 居住系サービス | 共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）共同生活介護（ｹｱﾎｰﾑ） | 6,021人 | 6,651人 | 7,354人 |
| 施設入所支援 | 5,147人 | 5,027人 | 4,905人 |
| 相談支援(＊１) | 計画相談支援 | 7,470人 | 14,879人 | 24,540人 |
| 地域移行支援 | 523人 | 629人 | 742人 |
| 地域定着支援 | 1,158人 | 1,838人 | 2,767人 |
| ＊１：泉大津市は、見込量算定中のため算入していません。 |
| 【参考】障がい児サービス(＊2)（大阪市及び岬町を除く。） |
| 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス | 49,928人日分4,972人 | 56,151人日分5,707人 | 63,468人日分6,494人 |
| 保育所等訪問支援 | 638回 | 820回 | 1,104回 |
| 障がい児相談支援 | 797人 | 1,153人 | 1,697人 |
| ＊2：障がい児支援サービスについては、市町村障がい福祉計画に見込量が掲載されていない場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 区　　域 |
| 訪問系サービス短期入所共同生活援助、共同生活介護計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 | 市町村域（４３） |
| 日中活動系サービス（療養介護を除く） | 障がい保健福祉圏域（１８） |
| 療養介護施設入所支援 | 大阪府域（１） |

３．区域設定

４．大阪府地域生活支援事業の実施に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 |  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 発達障がい者支援センター運営事業 | 箇 所 数 | 1  | 1  | 1  |
| 実利用者数 | 1,100人 | 1,100人 | 1,100人 |
| 障害者就業・生活支援センター事業 | 箇 所 数 | 18  | 18  | 18  |
| 実利用者数 | 5,675人 | 6,215人 | 6,766人 |
| 高次脳機能障がい支援普及事業 | 箇 所 数 | 1  | 1  | 1  |
| 実利用者数 | 960人 | 960人 | 960人 |
| 障がい児等療育支援事業 | 箇 所 数 | 31  | 6  | 6  |
| 都道府県相談支援体制整備事業（相談支援によるアドバイザー見込み数） | 12人 | 12人 | 12人 |

５．市町村ごとの数値目標等

６．市町村ごとのサービス見込量等

　（１）訪問系サービス

　（２）短期入所

　（３）日中活動系サービス

　（４）居住系サービス

　（５）相談支援

　（６）地域生活支援事業

　　【参考】障がい児支援サービス

**第５章　大阪府における障がい者の状況等**

第１節　大阪府における障がい者数

　１．障がい者手帳所持者数等

　２．障がい者手帳所持者数等の推移

第２節　生活場面ごとの施策等の状況

　１．生活場面「地域やまちで過ごす」

　２．生活場面「学ぶ」

　３．生活場面「働く」

　４．生活場面「心や体、命を大切にする」

　５．生活場面「楽しむ」

　６．生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

第３節　平成22年度障がい者の生活ニーズ実態調査について

１．調査概要

２．平成22年度障がい者の生活ニーズ実態調査の結果について